

訪問系サービスの留意事項等

- ① 令和7年4月の主な制度改正等
- ② 令和6年度報酬改定等
- ③ その他留意事項等

指定・運営等に係る根拠法令等

	略称	名称
根拠法令	法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
	政令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）
	施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚労令第19号）
指定基準	基準省令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
	解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号）
	委任条例	法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年3月21日条例第4号）
報酬算定	報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
	留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号）
	Q&A	障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A

【参考】 (1) 根拠法令、告示

デジタル庁 e-Gov法令検索 <https://laws.e-gov.go.jp/>

厚生労働省 法令等データベースシステム <https://www.mhlw.go.jp/hourei/>

(2) 解釈通知・留意事項通知

厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

リンク先は令和6年度報酬改定時点のものです。（以降に改定等があった場合は、その内容は反映されていません）

(3) Q&A等

厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisihakukushi/service/index_00001.html

「障害福祉サービス等」ホームページ>「10 障害福祉サービス等に関するQ&A」（H18～H27）、「11 障害福祉サービス等報酬改定」（H24～（各報酬改定のページにリンクがあります））などに掲載されています。

(4) 障害福祉サービス事業等の指定申請手続について（居宅系、GH、相談支援）

兵庫県 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/hw19_000000009.html

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算について

兵庫県 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/documents/h24syoguukaizennkasann.html>

(6) その他（各種研修案内ほか事業者向け情報）

兵庫県 https://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3_114.html

変更の届出

- 指定を受けた内容（事業所の名称、所在地、その他厚生労働省令で定められている事項）に変更があった時は、変更があった日から10日以内に変更届を提出する必要があります。ただし、一部、事前の変更申請が必要なものがあります。
- 事業の休止・廃止の場合は、予定日の1月前までに届出を行う必要があります。
- 介護給付費等算定にかかる変更は、届出時期により、加算項目等の算定開始時期に影響しますので、ご注意ください。

【算定開始時期の取扱い（原則）】

原則であり、加算等の種類によっては、下記によらない場合があります。

ア 加算等の算定される単位数が増える場合

届出が月の15日以前に行われた場合・・・翌月から算定を開始

届出が月の16日以降に行われた場合・・・翌々月から算定を開始

イ 加算等の算定される単位数が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合

届出の時期に関わらず、加算等の単位数が減る（又は算定されなくなる）事実が発生した日から算定を行わない。

【算定開始時期の取扱い（令和7年4月の特例）】

令和7年4月の加算等の届出の期限については、以下のとおり取扱います。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る令和7年度処遇改善計画書

4月15日（火曜日）までに県民局に提出 → 4月から算定

4月16日（水曜日）～4月30日（水曜日）に県民局に提出 → 6月から算定

※ 詳細は、福祉・介護職員等処遇改善加算のホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf08/documents/h24syoguukaizennkasann.html> を参照ください。

(2) 前年度の実績を届け出ることによって算定することができる加算等（単位数が増加する場合）

4月15日（火曜日）までに県民局に提出 → 4月から算定

4月16日（水曜日）～4月30日（水曜日）に県民局に提出 → 4月から算定（*）

（*）データ反映が5月以降となるため、翌月請求や過誤調整が必要

上記（1）（2）以外は通常ルールどおりです。

〈注意点〉

- ・ 通常分、4月の特例分とも、スケジュールに余裕をもって提出してください。
- ・ 減算についても、該当する場合は適切に届出をお願いします。

①令和7年4月の主な制度改革等

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」
場合には、減算を適用しない。

R7.3.31で経過措置が終了し、減算の適用対象になります

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正について

概要

- 同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう要件を改正する（通知改正）。

（改正内容）

- ・ サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する（※1）。

① 同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（※2）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者

② 同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

（※1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正

（※2）現行カリキュラムの養成研修修了者を含む

同行援護のサービス提供責任者の要件

現行

介護福祉士、実務者研修修了者

居宅介護職員初任者研修課程修了者 +
実務経験3年以上



同行援護従業者
養成研修（一般
+ 応用課程）



改正後（令和7年4月より実施）

介護福祉士、実務者研修修了者

居宅介護職員初任者研修課程修了者 +
実務経験3年以上



同行援護従業者
養成研修（一般
+ 応用課程）



同行援護従業者養成研修（一般課程）
+ 視覚障害者の介護等の業務3年以上

同行援護従業者
養成研修（応用
課程）

国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者

事務連絡
令和7年1月31日

障害保健福祉主管部（局）
各都道府県 御中
児童福祉主管部（局）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正等について

本日、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）、「居宅介護職員初任者研修等について」（平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」（平成13年6月20日障発第0620263号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正したところです。改正の概要等については下記のとおりですので、各都道府県におかれては内容を十分御了知の上、適切な研修実施に御協力いただくとともに、関係団体や指定研修事業者等への周知をお願いします。

記

1 同行援護のサービス提供責任者の資格要件関係

(1) 改正の概要

同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう、以下の見直しを行います。（参考資料1）

(改正内容)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正

・サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する。

①同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（現行カリキュラムの養成研修修了者を含む。）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者

②同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

(2) 実務経験及び従事した期間

①実務経験

同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者であって3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者の実務経験については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」（以下「業務の範囲通知」という。）のうち、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスの「同行援護」や、「地域生活支援事業の実施について」別紙1（地域生活支援事業実施要綱）別記1-14（2）に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている事業所や施設の従業者でその主たる業務が介護等である者などになります。

②業務従事期間の計算方法

従事した期間は、業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定することになります。

具体的には、視覚障害者の介護等の業務に従事した期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合になります。

2 同行援護従業者養成研修関係

(1) 改正の概要

令和5年10月16日付けで、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第538号）が一部改正され、令和7年4月から、都道府県において、新たなカリキュラムにより研修が行われることとなっております。（参考資料2）
これに関連し、以下の通知について見直しを行います。

(改正内容)

「居宅介護職員初任者研修等について」、「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」の一部改正

- ・同行援護従業者養成研修（応用研修）について、一般課程の研修修了者がサービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として行われることとなったため、一般課程および応用課程の目的について、必要な改正を行っています。
- ・同行援護従業者養成研修（一般課程）について、研修内容・時間を充実したことから、修業年限を、原則として2月以内から、原則として3月以内とします。また、地域の実情等により、やむを得ない場合について、4月の範囲内から5月の範囲内として差し支えないとします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改正後	現 行
障発第 1206001 号 平成 18 年 12 月 6 日	障発第 1206001 号 平成 18 年 12 月 6 日
一部改正 障発第 0402002 号 平成 19 年 4 月 2 日	一部改正 障発第 0402002 号 平成 19 年 4 月 2 日
一部改正 障発第 0331019 号 平成 20 年 3 月 31 日	一部改正 障発第 0331019 号 平成 20 年 3 月 31 日
一部改正 障発第 0331032 号 平成 21 年 3 月 31 日	一部改正 障発第 0331032 号 平成 21 年 3 月 31 日
一部改正 障発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日	一部改正 障発 1007 第 3 号 平成 21 年 10 月 7 日
一部改正 障発 0601 第 4 号 平成 22 年 6 月 1 日	一部改正 障発 0601 第 4 号 平成 22 年 6 月 1 日
一部改正 障発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日	一部改正 障発 0928 第 1 号 平成 23 年 9 月 28 日
一部改正 障発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日	一部改正 障発 0330 第 5 号 平成 24 年 3 月 30 日
一部改正 障発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日	一部改正 障発 0329 第 16 号 平成 25 年 3 月 29 日
一部改正 障発 0930 第 1 号 平成 25 年 9 月 30 日	一部改正 障発 0930 第 1 号 平成 25 年 9 月 30 日
一部改正 障発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日	一部改正 障発 0331 第 51 号 平成 26 年 3 月 31 日

改正後	現行
一部改正 障 発 1001 第 1 号 平成 26 年 10 月 1 日	一部改正 障 発 1001 第 1 号 平成 26 年 10 月 1 日
一部改正 障 発 1226 第 4 号 平成 26 年 12 月 26 日	一部改正 障 発 1226 第 4 号 平成 26 年 12 月 26 日
一部改正 障 発 0220 第 7 号 平成 27 年 2 月 20 日	一部改正 障 発 0220 第 7 号 平成 27 年 2 月 20 日
一部改正 障 発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日	一部改正 障 発 0331 第 21 号 平成 27 年 3 月 31 日
一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 11 号 平成 28 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 8 号 平成 29 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0330 第 4 号 平成 30 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 4 号 平成 30 年 3 月 30 日
一部改正 障 発 0330 第 3 号 令和 3 年 3 月 30 日	一部改正 障 発 0330 第 3 号 令和 3 年 3 月 30 日
一部改正 二 支 障 第 97 号 障 発 0329 第 33 号 令和 6 年 3 月 29 日	最終改正 二 支 障 第 97 号 障 発 0329 第 33 号 令和 6 年 3 月 29 日
最終改正 二 支 障 第 18 号 障 発 0131 第 9 号 令和 7 年 1 月 31 日	

改正後	現 行
<p data-bbox="207 229 439 258">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="555 318 1038 347">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="182 446 1038 518">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p data-bbox="182 575 1038 1125">障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号イ及び第 43 条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号をもって公布され、本年 10 月 1 日（指定共同生活介護事業所（平成 26 年 4 月 1 日からは指定共同生活援助事業所。）における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところですが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにお願いします。</p> <p data-bbox="182 1139 1038 1210">なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年</p>	<p data-bbox="1085 229 1317 258">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="1429 318 1912 347">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="1060 446 1916 518">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p> <p data-bbox="1060 575 1916 1125">障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。以下「法」という。）第 30 条第 1 項第 2 号イ及び第 43 条の規定に基づく「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。平成 25 年 4 月からは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準。以下「基準」という。）については、平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号をもって公布され、本年 10 月 1 日（指定共同生活介護事業所（平成 26 年 4 月 1 日からは指定共同生活援助事業所。）における個人単位での居宅介護等を利用する場合の特例については平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところですが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにお願いします。</p> <p data-bbox="1060 1139 1916 1210">なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403009 号当職通知「指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について」は平成 18 年</p>

改正後	現 行
<p>9月30日限り廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① サービスを提供する者の実務経験</p> <p>サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年に換算して認定する。</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p>	<p>9月30日限り廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(略)</p> <p>第三 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(略)</p> <p>(6) 指定同行援護事業所の取扱い</p> <p>① サービスを提供する者の実務経験</p> <p>サービスを提供する者に必要とされる実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて、1年に換算して認定する。</p> <p>② サービス提供責任者の資格要件</p>

改正後	現行
<p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア及びイの要件を満たすもの又は厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第十号介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第四号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>ア （2）の②のアからエ<u>まで</u>、<u>居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者又は同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者であって3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者</u></p> <p><u>なお、「3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者」の実務経験については、業務の範囲通知のうち、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児に関するもの、視覚障害のある身体障害者若しくは障害児の居宅介護又はこれと同等であると都道府県知事が認める業務として、併せて、従事した期間は業務の範囲通知に基づいて3年に換算して認定するものとする。</u></p> <p>イ <u>同行援護従業者養成研修応用課程（以下「応用課程」という。）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。なお、同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者であって3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者については、令和7年4月1日以降</u></p>	<p>指定同行援護事業所のサービス提供責任者は、次のア及びイの要件を満たすもの又は厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）第十号介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規定（昭和55年厚生省告示第四号）第4条第1項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>ア （2）の②のアからエまで<u>又は</u>居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者<u>のいずれかの要件に該当するもの</u></p> <p>イ 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）</p>

改正後	現行
<p><u>に行われる応用課程を修了した者とする。)</u></p> <p>なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程を修了したものとして取り扱って差し支えない。また、居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としないこと。</p> <p>この場合において、(5)の③の留意点についても、留意すること。</p> <p>(略)</p>	<p>なお、看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除することが可能とされていたことから、1級課程を修了したものとして取り扱って差し支えない。また、居宅介護職員初任者研修課程を修了したとされた看護師等については、3年以上の実務経験は要件としないこと。</p> <p>この場合において、(5)の③の留意点についても、留意すること。</p> <p>(略)</p>

同行援護従業者養成研修について

- 同行援護の従業者を養成するための研修として、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）がある。同行援護の質的向上を図るため、令和7年4月から、都道府県において、新たなカリキュラムにより研修が行われることとなっている。（※）

【同行援護従業者養成研修】

- ・ 一般課程の研修は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる。
- ・ 応用課程の研修は、一般課程の研修修了者がサービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として行われる。

※ 令和5年10月16日付けで、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第538号）を一部改正。

同行援護従業者養成研修カリキュラム

【一般課程】		
区分	科目	時間数
講義	視覚障害者（児）福祉サービス	1
	同行援護の制度と従業者の業務	2
	障害・疾病の理解①	2
	障害者（児）の心理①	1
	情報支援と情報提供	2
	代筆・代読の基礎知識	2
	同行援護の基礎知識	2
演習	基本技能	4
	応用技能	4
合計		20

【応用課程】		
区分	科目	時間数
講義	障害・疾病の理解②	1
	障害者（児）の心理②	1
演習	場面別基本技能	3
	場面別応用技能	3
	交通機関の利用	4
合計		12

【一般課程】			令和7年4月より実施	
区分	科目	基本時間数	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者	
			免除	免除後時間数
講義	外出保障	1		1
	視覚障害の理解と疾病①	1		1
	視覚障害の理解と疾病②	0.5	○	0
	視覚障害者（児）の心理	1		1
	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5	○	0
	同行援護の制度	1		1
	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	○	0
講義・演習	情報提供	2		2
	代筆・代読①	1		1
演習	代筆・代読②	0.5	○	0
	誘導の基本技術①	4		4
	誘導の基本技術②	3	○	0
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4		4
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1	○	0
	交通機関の利用	4		4
	合計	28		19

【応用課程】		
区分	科目	時間数
講義	サービス提供責任者の業務	1
	様々な利用者への対応	1
	個別支援計画と他機関との連携	1
	業務上のリスクマネジメント	1
	従業者研修の実施	1
	同行援護の実務上の留意点	1
	合計	6

②令和6年度報酬改定等

令和6年2月6日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

※報酬の算定基準だけでなく、指定基準が改正された事項もありますので、運営の際は、改めてご留意をお願いします。

※虐待防止、身体拘束適正化、情報公表制度、処遇改善加算等は、この説明会の共通事項やその他の事項の説明を参照ください。

第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

- ③ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に従事する者を配置することを要件に加える。【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《緊急時対応加算の見直し》（居宅介護の例）

[現行]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。

- (6) 意思決定支援の推進【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

- ① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。

「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」の基本原則に十分留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮（解釈通知）

- ② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

- (7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

- (10) 個別支援計画の共有【短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

- (12) 人員基準における両立支援への配慮等【全サービス】

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。

- ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

- (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等【全サービス】

- ① 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務できることとする。

意思決定支援ガイドラインに掲げる基本原則（解釈通知抜粋）

- ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
- イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。
- ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

2 訪問系サービス

(1) 居宅介護

① 居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- ・ 特定事業所加算の算定にあたり、専門的な支援技術を必要とする重度障害児への支援が評価できるように、加算要件の「重度障害者への対応」、「中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」を追加する。

≪居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し≫

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%に加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の5%を加算

[現 行]

- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の確かな伝達等）
- ② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）

- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

[見直し後]

- ①及び② (略)
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上）
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が50%以上）

※ 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

② 居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止

- ・ 居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていたが、質の向上を図る観点から、これを廃止する。

※ あわせて、「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数30%減算する」措置も廃止。

③ 通院等介助等の対象要件の見直し

- ・ 居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

≪通院等介助等の対象要件の見直し≫

[現 行]

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

[見直し後]

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

なお、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス（生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、地域活動支援センター、地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。

(2) 重度訪問介護

① 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

- 入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

《入院中の重度訪問介護利用の対象拡大》

[現行]

区分6に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。

[見直し後]

区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、（中略）所定単位数を算定する。

② 入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

- 重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

《入院時支援連携加算【新設】》

300単位/回

病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所

と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

厚生労働省通知「入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について」参照

③ 熟練従業者による同行支援の見直し

- 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。
- 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

《熟練従業者による同行支援の見直し》

[現行]

- 障害支援区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

[見直し後]

- 障害支援区分6の利用者に対し、（中略）当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 指定重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2（令和6年4月5日）

（熟練従業者による同行支援）

問18 勤務する重度訪問介護事業所において、これまで重度障害者等包括支援の度合にある利用者（A利用者）を支援してきたが、別の重度障害者等包括支援の度合にある利用者（B利用者）に初めて従事する場合、熟練従業者による同行支援の報酬の対象となるか。

（答）

対象とならない。

重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、当該事業所において初めて重度障害者等包括支援の度合にある利用者（重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者））の支援に従事する場合が対象であり、当該事業所での2人目以降の支援は対象とならない。

(3) 同行援護

① 同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- ・ 専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

〈同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し〉

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%に加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の5%を加算

[現 行]

- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報的確な伝達等）
- ② 良質な人材の確保
 - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
 - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
 - ・ 常勤の同行援護従事者によるサービス提供 40%以上
 - ・ 同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 30%以上
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

[見直し後]

- ① (略)
- ② 良質な人材の確保
 - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
 - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
 - ・ 常勤の同行援護従事者によるサービス提供 40%以上
 - ・ 同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 30%以上
 - ・ 盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者 20%以上
- ③及び④ (略)

(4) 行動援護

② 行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- ・ 加算要件の「サービスの提供体制の整備」に、強度行動障害を有する者に対しての医療・教育等の関係機関との連携に関する要件を追加する。
- ・ 加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の人数」を追加する。
- ・ 加算要件の「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術が必要とする「行動関連項目 18 点以上の者」を追加する。

≪行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し≫

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ・ 特定事業所加算 (I) (①～③のすべてに適合) 所定単位数の20%に加算
- ・ 特定事業所加算 (II) (①及び②に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算 (III) (①及び③に適合) 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算 (IV) (①及び④に適合) 所定単位数の5%を加算

[現 行]

- ① サービス提供体制の整備
 - ・ 研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
- ② 良質な人材の確保
 - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
 - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
 - ・ 常勤の行動援護従事者によるサービス提供 40%以上
- ③ 重度障害者への対応 (区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上)
- ④ 中重度障害者への対応 (区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上)

[見直し後]

- ① サービス提供体制の整備
 - ・ 研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
 - ・ サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。

※ 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

② 良質な人材の確保

- ・ 介護福祉士の割合 30%以上
- ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
- ・ 常勤の行動援護従事者によるサービス提供 40%以上
- ・ サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者

③ 重度障害者への対応 (区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が30%以上)

④ (略)

③ 行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置の延長

- ・ 行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止する。

現在経過措置により従事されている場合は、経過措置終了までに所定の研修の受講をお願いします。

厚生労働省 障害保健福祉関係主管課長会議資料 (令和7年3月) 抜粋

●支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。

他方、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第171号) 第36条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるため、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

障障発 0328 第 2 号
令和 6 年 3 月 28 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
（公 印 省 略）

入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について

令和 6 年度の障害福祉サービス等報酬改定により、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号）に、新たに、重度訪問介護において入院時支援連携加算が設けられたところである。

また、この入院時支援連携加算における入院前の事前調整の取扱いについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に示されているところであるが、入院前の事前調整の際に使用する入院時情報提供書の様式例等について、下記のとおりお示しするので御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知を図られるようお願いする。

記

1. 入院時情報提供書の様式例について

入院時情報提供書の様式例を別添 1 のとおりお示しする。なお、記載にあたっては、別添 2 の記載例を参考にされたい。

2. 入院前の事前調整の内容について

重度訪問介護事業所の職員が医療機関を訪問し、入院前の事前調整を行う際には、様式例を参考に入院時情報提供書を作成し、本人及び家族の同意を得た上で医療機関に提供し、当該情報提供書の内容を踏まえて以下のような事項について、必要な調整を行われたい。

- (1) 障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項
 - ・入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
 - ・入院する障害者の障害特性等の伝達（障害の状態、介護方法（例：体位変換、食事、排泄）など）
 - ・障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
 - ・重度訪問介護の制度（目的、内容）
- (2) 医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項
 - ・医療機関の入院規則
 - ・感染対策（体温等の確認、マスク装着の徹底）
- (3) 医療機関と障害福祉サービス等の調整
 - ・看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認（コミュニケーション支援の範囲の確認）
 - ・障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応（ベッド等の配置など）
 - ・重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
 - ・重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法

また、重度訪問介護の利用に当たって計画相談支援を利用している利用者については、入院に際しての事前調整についても計画相談支援事業所と適宜適切な連携を図るようお願いする。

なお、計画相談支援において、医療機関との情報連携を評価する入院時情報連携加算についても、重度訪問介護と同一の様式を示すこととしており、重度訪問介護を利用する者が入院する際には、重度訪問介護事業所と計画相談支援事業所が共同で医療機関への情報提供書を作成することも考えられる。

入院時情報提供書（相談支援事業所・重度訪問介護事業所→入院医療機関） 記載例

記入日: 年 月 日 添付資料: あり なし

事業所名	〇〇重度訪問介護事業所	担当者名	〇〇	連絡先	03-0000-0000
------	-------------	------	----	-----	--------------

以下の情報は本人及び家族の同意に基づいて提供しています。

1. 基本情報

氏名	〇〇 〇〇	住所	東京都〇〇区〇〇
生年月日	〇〇年 〇月 〇日(59 歳)		
障害名・疾患名	筋萎縮性側索硬化症による両下肢機能障害(1級)、両上肢機能障害(1級)		
現病歴・既往歴	2003年8月 右足下垂により発症、整形外科受診、〇〇大学病院を紹介され受診 2004年10月～ 下肢筋力低下 2005年1月～ 上肢筋力低下 2005年4月 ALS(筋萎縮性側索硬化症)と診断 2005年10月 呼吸器装着 2009年4月 胃ろう造設		
医療的ケア	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり内容:(胃ろう, 喀痰吸引(気管切開))		
手帳の保有状況 ※障害の内容は障害名・疾患名に記載	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 療育()	障害支援区分	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 申請中 <input checked="" type="checkbox"/> あり→区分: (6)

2. 本人の状態、支援における留意点等

※サービス等利用計画、アセスメントシート、別紙等を添付することで、記載を省略することが可能です。

入院中の支援で留意してほしいこと ※支援のポイントや要望、入院による環境変化や治療で懸念される本人の状態変化、その対応方法を記載してください ※伝達が必要な情報があれば、項目にこだわらず自由に記載してください

あり(以下に具体的な内容を記載) あり(添付資料を参照) なし 本人・家族からの聴取を希望

ベッド上での体位は、両膝を1時間ごとに左右に傾ける(その際、両膝がぶつからないよう、間にタオルやクッション等を挟む)、両手は伸ばす(肘の下にタオルやクッション等を挟む)、胸肩に衣服のシワがよらないようにする。
コミュニケーションには透明文字盤を使用(顔の向きは少し右に傾ける。左目の方が可動域が広い。簡単な質問はYesとNoを左右で確認)

①身体状況やケアで配慮が必要なこと、支援のポイントや留意点等(例)痛痛がでやすい体質であり、在宅では2時間1回の体位交換を実施

A D L	起居動作	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> 一部介助 <input checked="" type="checkbox"/> 全介助	移乗	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> 一部介助 <input checked="" type="checkbox"/> 全介助	
	歩行	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> 一部介助 <input checked="" type="checkbox"/> 全介助	更衣・整容	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> 一部介助 <input checked="" type="checkbox"/> 全介助	
	食事	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> 一部介助 <input checked="" type="checkbox"/> 全介助	※食事形態: <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 嚥下食 <input type="checkbox"/> 経管栄養 <input type="checkbox"/> その他		
	排泄	<input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 見守り <input type="checkbox"/> 一部介助 <input checked="" type="checkbox"/> 全介助	※排泄方法: <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> ボール <input checked="" type="checkbox"/> オムツパット <input type="checkbox"/> その他		

頻度高く、手足の位置等の細かいセッティングが必要。
また、排泄については、尿意は本人より訴えあり。排便は1日おきに浣腸を実施。排泄は差込便器を使用(差込便器が尾骨、仙骨に当たるためタオルなどで保護)。

②コミュニケーションで配慮が必要なこと、支援のポイントや留意点等(例)説明時には〇〇を用いながらゆっくりと話す

視力	<input type="checkbox"/> 問題なし <input checked="" type="checkbox"/> やや難あり <input type="checkbox"/> 困難	聴力	<input type="checkbox"/> 問題なし <input checked="" type="checkbox"/> やや難あり <input type="checkbox"/> 困難
言語	<input type="checkbox"/> 問題なし <input checked="" type="checkbox"/> やや難あり <input type="checkbox"/> 困難	意思伝達	<input type="checkbox"/> 問題なし <input checked="" type="checkbox"/> やや難あり <input type="checkbox"/> 困難

メガネを使用しているが、透明文字盤が読み取りにくくなるため、現在は使用していない。
左目に補聴器を使用(顔を右に傾げるため)。
基本的には透明文字盤を使用するが、夕方になり眼珠の動きが低下した際は口文字にてコミュニケーションをとる。

③行動特性等で配慮が必要なこと、支援のポイントや留意点等(例)点滴を抜管する可能性がある。大きな音で興奮しやすいが〇〇すると落ち着く

特になし

④その他 ※その他、環境面で配慮すべきこと、本人の生活上の課題等を記載

現在の身体機能を少しでも長く維持するため、眼の保湿を定期的に行っている(眼球が乾燥するため1日3回、瞼の下に軟膏を塗布。1日4回の点眼)。就寝時はまぶたを下ろす。

退院に向けての本人・家族の希望、配慮してほしいこと ※退院調整時に留意が必要なこと等を記載してください

あり(以下に具体的な内容を記載) あり(添付資料を参照) なし 本人・家族からの聴取を希望

退院前カンファレンスにおいて、入院前との状況の変化やケア内容を共有していただきたい。

退院前カンファレンスへの事業所としての参加希望 参加を希望する

3. 重度訪問介護利用者への特別なコミュニケーション支援

※重度訪問介護を利用している重度障害者は、入院中も引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知したヘルパーにより、病務等の職員と意思疎通を図る上で必要なコミュニケーション支援を受けることが可能です。重度訪問介護の利用者が、入院中に重度訪問介護従業者の付添いによる特別なコミュニケーション支援が必要な場合に記入してください。

特別なコミュニケーション支援の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> あり(以下を記載) <input type="checkbox"/> なし			
特別なコミュニケーション支援が必要な理由	ご本人は、重度訪問介護従業者(ヘルパー)の介助を受けて日常生活を送っている。言葉を発することが難しい状態であり、透明文字盤・口文字での意思確認が必要である。透明文字盤・口文字でのコミュニケーションは慣れるまでに時間がかかること及びご自身ではナースコールを押しにくいことから、本人を熟知する重度訪問介護従業者が入院中に付添い、体位交換のタイミングや状態の変化などを意思確認し、医療従事者に伝える必要がある。			
訪問の可能性のある事業所	事業所	担当者	連絡先	営業時間
	〇〇ヘルパーステーション	〇〇	03-0000-0000	09 : 00 ~ 18 : 00
訪問可能な時間帯	<input type="checkbox"/> 朝 <input type="checkbox"/> 昼 <input type="checkbox"/> 夜間 <input checked="" type="checkbox"/> 終日 →訪問可能な時間帯(: ~ :)			
重度訪問介護従業者による支援内容	ご本人の意思を透明文字盤や口文字で確認し、その時々状態や必要な支援を医療従事者にお伝えする。また、意思の確認の方法や自宅で行っていた介助方法(2. で記載したような体位交換、食事、排泄の方法等)もお伝えし、ご本人が安心した療養生活を送れるようにする。			

4. その他

※障害特性等により本人から医療機関への情報提供が難しい場合に記載してください。
※サービス等利用計画、アセスメントシート、受給者証、おくり手帳等を添付することで、記載を省略することが可能です。

①家族・世帯の状況 添付資料を参照 本人・家族からの聴取を希望

世帯構成 単身 夫婦のみ その他一世帯構成を記載:(夫、本人、子どもの4人暮らし)

生活の場所 自宅 グループホーム 施設 その他()

キーパーソン	氏名	山田 太郎	続柄	夫	連絡先	03-0000-0000
--------	----	-------	----	---	-----	--------------

家族・世帯支援の必要性、調整にあたっての留意事項等 夫は土日仕事で、電話等が繋がりにくい。家族は介護疲れと常に他人が家に居ることへのストレスがあるように見える。

②生活の状況 添付資料を参照 本人・家族からの聴取を希望

利用中のサービス	サービス名	重度訪問介護	利用頻度	週7日	施設・事業所名	〇〇ヘルパーステーション
	サービス名	訪問看護	利用頻度	週3日	施設・事業所名	〇〇訪問看護ステーション
	サービス名		利用頻度		施設・事業所名	
	サービス名		利用頻度		施設・事業所名	

1日の生活の流れ・社会参加の状況 月資金に訪問看護を利用。ヘルパーと2人で排便。1日の生活の流れは、添付資料を参照。

日々の生活や社会参加に対する希望、困りごと等 子どもの仕事や学校の様子を知りたい、成長を見守りたいという意向がある。また、家族と過ごす時間の確保を希望している。

③受診・服薬の状況 添付資料を参照 本人・家族からの聴取を希望

かかりつけ医(現在受診中の医療機関) なし あり

医療機関名	〇〇大学病院	診療科	脳神経内科	連絡先	03-0000-0000	受診頻度	年2回	<input checked="" type="checkbox"/> 外来 <input type="checkbox"/> 訪問
医療機関名	〇〇クリニック	診療科	呼吸器内科	連絡先	03-0000-0000	受診頻度	月2回	<input type="checkbox"/> 外来 <input checked="" type="checkbox"/> 訪問
医療機関名		診療科		連絡先		受診頻度	回	<input type="checkbox"/> 外来 <input type="checkbox"/> 訪問

服薬の有無 なし あり 服薬管理 本人 家族 その他(訪問看護)

服薬状況 薬の名前 ムコソール、シナール、ウルシデオキシコール酸 ※シクアス点眼液、フラビタン眼軟膏
留意点・服薬介助のポイント ※の3つはお湯で溶かし胃ろうから注入

アレルギー なし あり内容:(花粉症)

③その他留意事項等

事務連絡
令和6年4月16日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害保健福祉主管部局、児童福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
企画課自立支援振興室
こども家庭庁支援局
障害児支援課

障害福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについて

日頃より、障害福祉行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省において、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」（令和6年3月1日国自旅第359号各地方運輸局自動車交通部長・沖縄総合事務局運輸部長宛国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）（以下「ガイドライン」という。）が発出されました。

このため、令和6年3月1日以降は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害福祉サービス等における輸送に係る法的取扱いについては、このガイドラインに基づき、下記のとおり取り扱うこととするので、内容について御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等への周知をお願いいたします。

また、本事務連絡については、国土交通省物流・自動車局旅客課と協議済みであることを申し添えます。

なお、平成18年9月29日付け事務連絡「介護輸送に係る法的取扱い方針について」は廃止しますので、ご留意いただくようお願い致します。

記

1. 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく移動支援等の運送について

- ① 障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び地域生活支援事業の移動支援事業を実施する事業者が行う障害者及び障害児の運送については、道路運送法（昭和26年法律第183号）

上、運送サービスに対する報酬が支払われないと扱われるものは、有償の運送には該当しないため許可（同法第4条又は第43条の事業許可）又は登録（同法第79条の登録）は不要である。

※ 乗降介助が障害福祉サービス等報酬の対象となっている場合でも、運送は障害福祉サービス等の対象外であり、利用者から運送の反対給付として金銭を収受しない場合は、許可又は登録は不要である。

- ② 居宅介護等の従業者が自己の車両で障害者及び障害児を有償で運送する場合には、一定の手続及び条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができる。
- ③ 障害者総合支援法に基づく生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所並びに児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて事業者が行う障害者及び障害児の運送については、障害福祉サービス等報酬上の送迎加算を算定して行う場合も含め、障害福祉サービス等報酬以外の当該運送に特定した反対給付がない場合は、道路運送法上の許可又は登録は不要である。

（別添資料）

- ・「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」（令和6年3月1日国自旅第359号各地方運輸局自動車交通部長・沖縄総合事務局運輸部長宛国土交通省物流・自動車局旅客課長通知）

（参考）

- ・「介護輸送に係る法的取扱い方針について」（平成18年9月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの修正に伴う支払い額の調整について

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）を改正し、令和6年4月1日より、報酬算定に用いる単位数を見直したところ。
- 今般、訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムの介護給付費等単位数サービスコード（令和6年4月施行版）（以下「サービスコード」という。）が、報酬告示の単位数とは一部異なる設定となっており、報酬の請求・支払額について告示の単位数より過不足が生じていることが判明（都道府県及び市町村宛てに、令和6年11月29日に事務連絡、12月26日にQ & Aを発出）。
 - ・ 該当サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援
 - ・ 主な内容：提供時間が長時間の場合に、サービスコード上、報酬の基礎単位数に1～11単位の差が生じている。

（参考）全国事業所への影響額（概算）

	影響事業所数	1事業所あたり・1月分(平均)
居宅介護	4,310事業所 (全事業所の18%)	支払いが50円不足 (1月分平均収入額100万円)
重度訪問介護	4,150事業所 (全事業所の48%)	支払いが5,500円不足 (1月分平均収入額170万円)
同行援護	2,560事業所 (全事業所の38%)	支払いが80円過大 (1月分平均収入額30万円)
重度障害者等 包括支援	6事業所 (全事業所の50%)	支払いが5,500円過大 (1月分平均収入額410万円)

- 新たなサービスコードでの報酬請求には、公益社団法人国民健康保険中央会、市町村、事業所のシステム等の改修が必要となる。このため、令和7年6月サービス提供分からを目途に、新たなサービスコードを用いた報酬請求が可能となるように作業を進めている。
 - また、報酬の過去分調整額（令和6年4月から令和7年5月サービス提供分まで）については、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いと同時に調整を行う予定（令和7年8月に支払い予定）。

事務連絡
令和6年11月29日

都道府県
各 障害保健福祉主管課 御中
市町村

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
企画課

訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムの
サービスコードの修正に伴う支払い額の調整について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）を改正し、令和6年4月1日より、報酬算定に用いる単位数を見直したところです。

今般、訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムの介護給付費等単位数サービスコード（令和6年4月施行版）（以下「サービスコード」という。）が、報酬告示の単位数とは一部異なる設定となっており、報酬の請求・支払額について告示の単位数より過不足が生じていることが判明しました。

厚生労働省としましては、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）とも連携し、下記のとおり、可能な限り、各自治体や事業者等の皆様の負担を軽減できるよう対応策を講じるとともに、再発防止等に取り組んでまいります。皆様にご迷惑をおかけすることをお詫び申し上げますとともに、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、サービスコードにおいて、下記の他に誤りがないことは確認済みであることを申し添えます。

各市町村におかれては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の各事業所への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 当該事案の内容

(1) 該当サービス

・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援

(2) 主な内容

サービス提供時間が長時間の場合に、サービスコード上、報酬の基本単位に1～11単位の差が生じている。

①居宅介護サービス費（夜間等の時間帯を跨いで長時間の場合）

○「イ 居宅における身体介護が中心である場合」、「ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合」
・「(7)所要時間3時間以上の場合」の報酬単位について、921 単位（改定前：916 単位）に30分増すごとに+83 単位とすべきところ、920 単位に30分増すごとに+83 単位となっている。

○「ハ 家事援助が中心である場合」

・「(6)所要時間1時間30分以上の場合」の報酬単位について、311 単位（改定前：309 単位）に15分増すごとに+35 単位とすべきところ、310 単位に15分増すごとに+35 単位となっている。

○「ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合」

・「(4)所要時間1時間30分以上の場合」の報酬単位について、345 単位（改定前：343 単位）に30分増すごとに+69 単位とすべきところ、344 単位に30分増すごとに+69 単位となっている。

○「重度訪問介護従業者養成研修課程修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者の場合」

・「所要時間3時間以上の場合」の報酬単位について、638 単位（改定前：635 単位）に30分増すごとに+86 単位とすべきところ、639 単位に30分増すごとに+86 単位となっている。

②重度訪問介護サービス費

○「イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出時における移動中の介護を行った場合」、「ロ 病院等に入院又は入所をしていて障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合」

・「(9)所要時間8時間以上12時間未満の場合」の報酬単位について、1,505 単位（改定前：1,497 単位）に30分増すごとに+85 単位とすべきところ、1,501 単位に30分増すごとに+85 単位となっている。

・「(10)所要時間12時間以上16時間未満の場合」の報酬単位について、2,184 単位（改定前：2,172 単位）に30分増すごとに+81 単位とすべきところ、2,177 単位に30分増すごとに+81 単位となっている。

・「(11)所要時間16時間以上20時間未満の場合」の報酬単位について、2,834

単位（改定前：2,818単位）に30分増すごとに+86単位とすべきところ、2,830単位に30分増すごとに+86単位となっている。

- ・「(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合」の報酬単位について、3,520 単位（改定前：3,500 単位）に30分増すごとに+80 単位とすべきところ、3,512 単位に30分増すごとに+80 単位となっている。

③同行援護サービス費（夜間等の時間帯を跨いで長時間の場合）

- 「ト 所要時間3時間以上」の報酬単位について 697 単位（改定前：693 単位）に30分増すごとに+66 単位とすべきところ、698 単位に30分増すごとに+66 単位となっている。

④重度障害者等包括支援サービス費

- 「イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立支援（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合」
 - ・「(3) 12時間以上24時間未満」の報酬単位について、2,514 単位（改定前：2,501 単位）に30分増すごとに+99 単位とすべきところ、2,525 単位に30分増すごとに+99 単位となっている。

(3) 影響規模（推計）

- ・全国事業所への影響額（概算）

	影響事業所数	1事業所あたり・1月分(平均)
居宅介護	4,310 事業所 (全事業所の18%)	支払いが50円不足 (1月分平均収入額100万円)
重度訪問介護	4,150 事業所 (全事業所の48%)	支払いが5,500円不足 (1月分平均収入額170万円)
同行援護	2,560 事業所 (全事業所の38%)	支払いが80円過大 (1月分平均収入額30万円)
重度障害者等 包括支援	6 事業所 (全事業所の50%)	支払いが5,500円過大 (1月分平均収入額410万円)

2. 新たなサービスコード（案）

令和6年度報酬改定に伴う訪問系サービスの新たなサービスコード（案）については、別途、厚生労働省ホームページに掲載いたします。

なお、確定版については、令和7年1月頃に改めてお知らせする予定です。

- ・厚生労働省ホームページアドレス：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html

(注) 重度障害者等包括支援については、サービス提供実績記録簿で単位数を算出するため、別途、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」を改正いたします（令和7年6月施行予定）。

3. 今後の対応

今後必要となる対応及びスケジュールについて、現時点の予定をお知らせします。なお、更なる詳細については、今後随時お知らせしてまいります。

(1) 全体のスケジュール

新たなサービスコードでの報酬請求には、事業所の請求ソフトの改修、国保中央会や市町村の審査システム等の改修が必要となります。このため、現在、令和7年6月サービス提供分からを目途に、新たなサービスコードを用いた報酬請求が可能となるように作業を進めております。

また、報酬の過去分調整額（令和6年4月から令和7年5月サービス提供分まで）については、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いと同時に調整を行う予定です（令和7年8月に支払い予定）。なお、令和7年7月サービス提供分以降でも調整を可能とする予定です。

【全体スケジュール（予定）】

令和7年	1月	新サービスコードの確定版の発出
	3月	対象事業所への報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和6年12月サービス提供分の9か月分）（概算）の事前通知
	～5月	国保中央会、市町村、事業所システムの改修
	6月～	新サービスコードでの報酬請求開始
	7月頭	対象事業所へ報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分の14か月分）の通知
	7月10日まで	各事業所において6月サービス提供分の報酬支払いの報酬請求と同時に、過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分まで）を請求
	8月	報酬の過去分調整額の支払い（6月サービス提供分の報酬支払いと同時に）

(2) 事業所への対応

- ①令和7年3月目途に、都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から対象事業所に対し、報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和6年12月サービス提供分の9か月分）（概算）を電子請求受付システムにてお知らせする予定です。
- ②令和7年7月頭を目途に、国保連から対象事業所に対し、報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分の14か月分）を電子請求受付システムにてお知らせする予定です。
- ③対象事業所において、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いの報酬請求と同時に、過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分まで）を報酬請求システムにより請求いただき、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いと同時に調整を行う予定です（令和7年8月に支払い予定）。なお、過去分調整額の請求にあたっては、各事業所における負担ができる限り少なくなるよう、調整額のお知らせと併せてCSVファイルを併せて送付し、当該ファイルを取り込むことで、請求

明細書に自動的に単位数を設定できるようにすることを検討しています。また、令和7年7月サービス提供分以降の報酬支払いでも調整できるようにする予定です。

※ 報酬の過去分調整額について、不足が生じている場合は不足額をお支払いし、多く支払われている場合は令和7年6月サービス提供分の報酬額と相殺させていただきます。

※ 事業所を閉鎖する場合などやむを得ない事情があり、上記の対応が難しい場合には、令和7年6月以前において、紙媒体による過去分調整額の請求・支払いについても検討しており、詳細は追ってお知らせいたします。

(3) 市町村の対応

各市町村が所有するシステムの改修については、国において支援する予定であり、令和6年度補正予算案の「障害者自立支援給付審査支払等システム事業費（自治体分）」において、就労選択支援の創設に伴う改修等に必要な経費への補助と併せて必要な予算を計上しているところです。具体的な手続き等は、追ってお知らせいたします。

なお、都道府県においては、本件サービスコードに係るシステムの改修作業は発生しません。

(4) 相談窓口について

①市町村・事業者における報酬請求・支払いの事務手続きについて

・公益社団法人国民健康保険中央会・ヘルプデスク

電話番号：0570-059-403

メールアドレス：mail@support-e-seikyuu.jp

②市町村のシステム改修に対する補助について

・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自治体支援係

電話番号：03(5253)1111（内線：3007）

メールアドレス：syougaiikaikaku@mhlw.go.jp

③その他、上記以外について

・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課訪問サービス係

電話番号：03(5253)1111（内線：3092）

メールアドレス：houmon@mhlw.go.jp

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 訪問サービス係
電話 03-5253-1111（内線：3092）

都道府県
各 障害保健福祉主管課 御中
市町村

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係

訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの修正に伴う支払い額の調整について（事務連絡）

障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの修正に伴う支払い額の調整については、令和6年11月29日付事務連絡等によりお伝えしているところです。

今般、令和7年6月サービス提供分の請求時（7月請求）より使用する、新たな介護給付費等単位数サービスコード表（確定版）について、以下のとおり、厚生労働省ホームページに掲載しましたので、お知らせいたします。

また、重度障害者等包括支援については、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」の適用単価等により、サービス提供実績記録票で単位数を算出することとなっておりますが、追ってこれを別添のとおり改正し、令和7年6月サービス提供分の請求時（7月請求）から適用する予定としておりますので、ご承知おきいただけますようお願いいたします。

引き続き、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の各事業所への周知につき、特段のご配慮をお願いいたします。

○令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る単位数サービスコード表等の一部改正（確定版）

・厚生労働省ホームページアドレス：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html

※この修正したサービスコード表は、令和7年6月サービス提供分の請求時（7月請求）より使用可能となります。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の各事業所におかれては、請求ソフトの利用に関し、事業所と利用契約を行っているベンダに、この情報をお伝えいただけますよう、ご協力をお願いいたします。

訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの修正に伴う支払い額の調整に関するQ & A（令和6年12月26日）

【抜粋版】

1. 事業所への周知、報酬の過去分調整額等について

NO	分類	質問内容	回答
2	新サービスコード	新サービスコードでの請求はいつから開始されるのか。また、現行のサービスコードはいつまで使用するのか。	令和7年6月サービス提供分を受付する7月（7月請求）より、新しいサービスコードでの請求が開始される予定です。 このため、令和7年5月サービス提供分（6月請求）までは、現状のサービスコードで請求いただくようお願いします。
4	事業所の対応	事業所が令和7年1月時点で何か対応することはあるのか。また、どの事業所が報酬の過去分調整額の対象事業所であるかはいつ判明するのか。	令和7年1月時点において、事業所に対応いただくことはありません。 また、令和7年3月目途に、国保連合会から報酬の調整の対象となる事業所に対し、報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和6年12月サービス提供分の9か月）（概算）を電子請求受付システムにてお知らせする予定であり、事業所におかれては、この報酬の過去分調整額のお知らせを御確認いただきますようお願いいたします。
6	報酬の過去分調整額	今回の報酬の修正の方法はどのように行うのか。事業所からの過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を市町村で受け、国保連合会へ提出する必要があるのか。	事業所において、各事業所で利用している請求ソフトを用いて、国保連合会に対し、令和7年6月サービス提供分の請求明細書に過去分調整額請求用のサービスコードを使用して、報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分まで）を請求いただくことを予定しています。 このため、基本的に過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）は想定していません。 なお、令和7年6月サービス提供分以降の請求がない利用者については、最後に請求したサービス提供分の請求について過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）をし、報酬の過去分調整額請求用のサービスコードを使用して、報酬の過去分調整額を請求していただくこと等を検討しています。
8	廃止事業所等の対応	廃止している事業所や令和7年5月までにサービスを終了した利用者への対応の方法はあるのか。	廃止した事業所やサービスを終了した利用者分についても、報酬請求システムを利用することにより、報酬の過去分調整額を請求することを可能とする予定です。具体的には、令和6年4月から令和7年5月のうち、最後にサービス提供を行った一月に対して、事業所と市町村が調整して過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、再請求することで、対応することを可能とする予定です。